

# 住宅リフォーム推進協議会が発行する 刊行物の転載について

制定：令和6年8月23日  
改定：令和7年7月4日



一般社団法人

住宅リフォーム推進協議会

# 本会刊行物の転載許可について

---

本会刊行物の転載許可について

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

本会が編集発行した刊行物の著作権は本会に帰属しております。

刊行物の一部または全部を転載する場合には、本会に転載許可申込書を提出してください。

申込書は『[転載許可申込書ダウンロード\(Word\)ファイル](#)』から本会所定の書式をダウンロードし、電子メールで送付して下さい。

利用目的が営利事業目的の場合には、転載不可となる場合があります。詳細は事務局まで、お問い合わせ下さい。

なお、転載許可申込書を提出される場合、転載元(本会刊行物)の確認に時間がかかる場合がありますので、転載を希望する箇所を囲むなど明示したPDFを、転載許可申請書と併せて電子メールで送付して下さい。

Email: [suishinky@j-reform.com](mailto:suishinky@j-reform.com)

本会発行の刊行物であるにもかかわらず、本会に著作権が譲渡されていない場合には、著者に直接転載許可願いを出して下さい。

お問合せ・申請先

(一社)住宅リフォーム推進協議会

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング4階

電話:03-3556-5430

Email: [suishinky@j-reform.com](mailto:suishinky@j-reform.com)

# 1. 刊行物の転載について

---

住宅リフォーム推進協議会(以下、リ推協)では、住宅リフォームに関する刊行物を多数発行しています。

一般社団法人等の団体や事業者が作成される発行物(勉強会資料、展示会でのパネル展示、リフォーム特集記事、チラシなど)での利用に関して、お問い合わせが多数ありますので、転載時のルールを記載します。ご確認ください。

なお、転載時のルールに関して、不明な点がございましたら、下記にお問い合わせ下さい。

## お問合せ

(一社)住宅リフォーム推進協議会

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング4階

メールによるお問い合わせ

✉ [suishinkyoo@j-reform.com](mailto:suishinkyoo@j-reform.com)

電話によるお問い合わせ

☎ 03-3556-5430

受付時間 9:30~17:00

\*12:00~13:00は電話受付できません。

\*土・日・祝日、年末年始を除きます。

## 2. 転載時の基本ルール

---

リ推協が発行する刊行物の転載の可否について、下記の通り定めます。

基本的な考え方として、**事業の営利目的(リフォーム営業につながるもの等)**に関しては転載不可となります。

※ 転載とは、リ推協が発行する刊行物の一部分を資料として、自社発行物に複製、掲載することです。

※ 勉強会やイベント等で、刊行物そのものを配布、またPDFデータを資料として配布することは転載にはあたりません。

### ご利用媒体の種類による可否(例)

#### 転載利用が可能な媒体

- 団体が発行する会員への会報(WEB配信含む)
  - リフォーム事業者が発行する消費者への会報(WEB配信含む)
  - 勉強会・講習会の案内チラシ・テキスト (無料開催)
  - 新聞、地域通信等によるリフォーム特集記事
  - リフォーム専門雑誌(月刊誌等販売期間があるもの)
  - 展示会・見学会の案内(商品などの販売価格の記載がないもの)
  - 展示会・見学会でのパネルによる展示
- ※ 上記に該当する媒体でも次ページの「転載申込手順③」で内容を確認した上での転載許可となります。予めご了承ください。

#### 転載利用が不可の媒体(事業の営利目的につながる媒体)

- 勉強会・講習会の案内チラシ・テキスト (有料開催)
- リフォーム事業者の販売価格記載のあるチラシ
  - \* 販促・キャンペーンチラシ、販売価格記載のある展示会・見学会チラシなど

#### その他

個人で発行する書籍、各団体のリフォームテキスト(有料)等の出版物に関してはお問い合わせください。

## 3. 自社刊行物への記載のルール

### ■ 転載申込手順

- ① リ推協HPの上部タブの「サイトの利用・刊行物の転載について」をクリックし、『住宅リフォーム推進協議会が発行する刊行物の転載について』を確認
- ② リ推協HPから『[転載許可申込書ダウンロード\(Word\)ファイル](#)』をダウンロードし必要事項を記入後、メールで、リ推協([suishinkyoo@j-reform.com](mailto:suishinkyoo@j-reform.com)) まで申込書を送付
- ③ リ推協で、発行予定の媒体の申込内容を確認し、転載を許可
- ④ 転載許可後、リ推協と申込者間で掲載内容の確認作業を実施
- ⑤ 媒体の掲載内容が最終確定した後、制作・発行
- ⑥ 発行後、転載した媒体の実物をリ推協まで郵送またはメールで送付
- ⑦ リ推協で保管

※ 上記の申込手順をお守りください。転載が不可になる場合があります。

### ■ よく使われる刊行物(住宅リフォームガイドブック)での注意事項

- 『当年度版』が対象となります。

◆前年度版以前の住宅リフォームガイドブックのデータ・資料・写真は転載できません。

- 転載した部分に但し書きを記入してください。

(1) ガイドブックの内容をそのまま転載する場合

◆出典元:(一社)住宅リフォーム推進協議会発行「令和〇年度 住宅リフォームガイドブック」

(2) ガイドブックの一部を、自社刊行物内容に組み合わせて転載する場合

◆(一社)住宅リフォーム推進協議会「令和〇年度 住宅リフォームガイドブック」を基に作成

注:「〇年度」は転載する住宅リフォームガイドブックの年度を記載

- Part1「マンガでわかるリフォームの進め方のポイント」に掲載している「マンガ」の転載は不可です。

- Part2「リフォームでなにができる」に掲載している写真はメーカー・団体・事業者(提供元)から1次利用の許可を得て使用しています。

2次利用をする場合は、申込者から提供元への直接使用許可が必要です。

- \* 本文、データ・資料の書き換えや、誤解を招くレイアウトの変更はできません。



一般社団法人

住宅リフォーム推進協議会